



年金事務所が行う 社会保険事業所調査の内容



年金事務所では、定期的に事業所が行っている社会保険手続きの内容について、適正な処理が行われているかどうか、調査を行っています。調査は目的により、総合調査、事故調査、特別調査および定時決定調査に区分されていますが、今回は、多くの事業所で対象となることが多いと思われる、総合調査について確認しておきましょう。

1.総合調査の目的

総合調査は、被保険者の資格の取得、喪失および報酬等の届出状況、被扶養者の認定および保険料控除について、確認等を総合的に行うものとなっています。

主な調査事項とその着眼点は以下のとおりとなっています。

①資格取得の適否

- ・資格取得届出漏れはないか
- ・資格取得年月日が雇入年月日と相違していないか
- ・二以上に事業に使用される者について、届出をしているか。

②資格喪失の適否

- ・資格喪失年月日は適正に届けられているか
- ・健康保険被保険者証の回収不能の場合の処理は適切か

③被保険者区分の適否（特定適用事業所のみ）

- ・被保険者区分に係る届出は適正か
- ・被保険者区分変更新年月日は雇用契約書等と相違していないか

④標準報酬等の適否

- ・報酬の届出は適正か
- ・報酬月額変更届は適正に行われているか

⑤被扶養者認定の適否

- ・同一世帯の要件を必要とする者については、その要件を満たしているか
- ・収入があり被扶養者に該当しない者が含まれていないか
- ・2人以上の被保険者が1人の家族等を同時に被扶養者に行っていることはないか

⑥その他

- ・事業の種類は適正か
- ・特定適用事業所に該当しないか

2.指導事項

1のような項目にあわせて、「確認通知書または決定通知書に記載されている事項を被保険者に通知すること」など、いくつかの指導事項が設けられています。

会社は、被保険者の資格取得手続きや喪失手続きをしたとき、定時決定（算定基礎）や随時改定（月額変更）で標準報酬月額決定または改定をしたときなどに、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった人に通知することとなっています。実態としてこの通知が行われていないケースも散見されますので、必ず対応するようにしましょう。

総合調査は、年金事務所内で年間調査計画が立てられ、全事業所に対し定期的実施されています。調査のお知らせが届いたときは、そのお知らせに従って準備を進めるようにしましょう。また、調査に該当しても指摘事項が発生しないように、日頃からの手続きを適正に行うようにしましょう。